

令和6年度新潟市二十歳のつどい運営業務 提案書作成要領

1 提案書は、所定の様式に従って作成する。

- (1) 様式1-1 表紙
- 様式1-2 表紙（共同事業体用） （※共同事業体のみ）
- (2) 様式2 共同事業体構成員表 （※共同事業体のみ）
- (3) 様式3-1 提案企業（団体）概要
- 様式3-2 提案共同事業体の代表となる企業（団体）の概要 （※共同事業体のみ）
- 様式3-3 提案共同事業体の構成員となる企業（団体）の概要 （※共同事業体のみ）
- (4) 様式4 看板・案内表示等の設置・撤去
- (5) 様式5 会場内の設営・撤去／会場外の設営・撤去
- (6) 様式6 整理・誘導・警備／交通対策／安全・防災対策
- (7) 様式7 自由提案企画（プレイベント）の企画・運営
- (8) 様式8 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- (9) 任意様式 企画・運営に伴う必要経費の見積書及び見積内訳書

2 提案書作成上の注意

- (1) 提案書は、ホームページからダウンロードすることができる。各様式の表示項目及び必要項目を満たしていれば、提案書を作成するソフトウェアや書体、文字サイズ等は問わない。
- (2) 提案書は、この作成要領と各様式に記載の「記入上の注意事項」に留意し作成すること。
なお、表紙（様式1-1、1-2）についてはA4用紙1枚とする。
- (3) 様式3-1、3-2、3-3の「ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組」は別添「ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組一覧」を参考に、該当する場合は確認書類を添付すること。
- (4) 様式3から様式7の作成にあたっては、以下の事項に留意すること。
 - ① 提案内容は文章で簡潔に概要を記述し、詳細は任意別紙として添付してもかまわない。
 - ② 様式内に文章を補完するためのイラスト、イメージ図、図面または写真等を使用してよい。
- (5) **共同事業体は、様式1-2、2、3-2、3-3により作成すること。**
様式2については、1枚で収まらない場合はページ番号を付すこと。
様式3-3については、構成員となる全ての企業（団体）毎に作成すること。
- (6) 「見積内訳書」については、令和6年度新潟市二十歳のつどい運営業務委託仕様書の「7 業務委託内容」の各項目ごとに積算すること。
- (7) 提案書の各様式及び別紙として添付する図表等の説明資料は、片面書きとする。
- (8) 提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によること。
- (9) 提案書はホチキス留めなどの製本は行わず、ダブルクリップ等で様式順に留めること。

3 その他

- (1) 提案書提出後の追加及び変更は認めない。
- (2) 提出された提案書は返却しない。
- (3) 提出された提案書は複製を作成する場合がある。
- (4) 提出された提案書は、新潟市情報公開条例に基づき、提案企業（団体）の了解を得たうえで公開する場合がある。
- (5) 提案者には、参加報酬は支払わない。

附 則

この要領は、令和6年8月16日から施行し、業者が特定された日の翌日にその効力を失う。

ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組一覧

以下の取組に該当する場合は、「運営実績」のうち1点を配点する。該当項目の「確認書類」を提出すること。

なお、複数該当する場合でも、提出はいずれか1点のみとする。

選定基準 ・評価項目	採点基準	確認書類
ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組み	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等（常時雇用する労働者の数が100人以下）が策定し、労働局に提出している。	計画届の写し
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定「くるみん認定」「トライくるみん認定」「プラチナくるみん認定」を受けている。	認定証の写し
	厚生労働省のポジティブ・アクション普及促進に賛同する企業として、女性活躍推進を宣言している。	ホームページの宣言企業詳細画面の写し
	新潟県のハッピー・パートナー企業に登録している。	登録証の写し
	過去3年間に育児休業を取得した男性従業員が1名以上いる。	申請書及び許可書の写しなど
	役職者（係長相当職以上）に占める女性の割合が30%以上である。	確認できる書類
	女性活躍推進法に基づく認定「えるぼし認定」「プラチナえるぼし認定」を受けている。	認定証の写し
	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）が策定し、労働局に提出している。	計画届の写し
健康経営を推進する取組み	新潟市働きやすい職場づくり推進企業（※1）として表彰されている（従前のワーク・ライフ・バランス推進事業所として表彰された事業所を含む）	受賞決定通知又は表彰状の写し
	新潟市健康経営認定事業所（※2）として認定されている	認定証の写し

※1 新潟市働きやすい職場づくり推進企業

誰もが働きやすい職場づくりに先駆的・特徴的な取組みを行っている企業

※2 新潟市健康経営認定事業所

健康寿命の延伸に向け、企業等が従業員の健康に配慮することによって経営面においても大きな成果が期待できる「健康経営」に取り組んでいる事業所（取組み状況に応じて、

①ブロンズクラス、②シルバークラス、③ゴールドクラスのいずれかに認定）